

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２５２条の３第６項の規定に基づき、徳島県知事から包括外部監査結果報告に対して講じた措置についての通知があったので、同項の規定により次のとおり公表する。

弘生啓司
公康正浩
山西山貝野
鹿大福眞古
委員
監査
島
徳同同同

監査テーマ：新型コロナウイルス感染症、ロシアによるウクライナ侵攻などに起因する景気悪化、物価高騰への対策として開始された事業の執行について

報告書 ページ	項 目	指 摘 及 び 意 見	講 じ た 措 置 等	措置状況
	徳島プレミアム生活衛生クーポン２０２２			
6-7	本事業全般について	徳島プレミアム生活衛生クーポン２０２２事業においては、プレミアムクーポンの発行という方法が需要の喚起につながったかどうか疑問である。生活衛生関係事業の需要喚起を目的とする施策を行うにあたっては、関係事業への需要が喚起できるのかを十分検討の上、事業内容を構築し実施すべきである。（意見１）	「徳島プレミアム生活衛生クーポン２０２２事業」は令和４年度に既に事業を終了しているが、今後、同様の事業を実施する際には、あらかじめ当該事業の実施により、関係事業への需要が喚起できるのかを十分検討の上、事業内容を構築し実施することとした。 (安全衛生課)	措置済み
7		プレミアムクーポンの販売を含む事業の実施にあたっては、需要喚起による事業者支援という事業目的に合致する販売方法となるよう、また、クーポン購入希望者間で不公平な販売方法とならないよう十分に検討の上実施すべきである。（意見２）	「徳島プレミアム生活衛生クーポン２０２２事業」は令和４年度に既に事業を終了しているが、今後、同様の事業を実施する際には、需要喚起による事業者支援という事業目的に合致する販売方法となること、クーポン購入希望者間で不公平な販売方法とならないよう十分に検討のうえ実施することとした。 (安全衛生課)	措置済み
7-8		プレミアムクーポンの販売を含む事業の実施にあたっては、最も効果的なプレミアム率となるよう十分検討の上で最適なプレミアム率を設定すべきである。（意見３）	「徳島プレミアム生活衛生クーポン２０２２事業」は令和４年度に既に事業を終了しているが、今後、同様の事業を実施する際には、意見の趣旨を踏まえ、最も効果的なプレミア	措置済み

			ム率となるよう十分検討の上で実施することとした。 (安全衛生課)	
8-9	徳島プレミアム生活衛生クーポン作成・換金等業務について	緊急性が認められないにもかかわらず地方自治法施行令第167条の2第1項第5号を理由として1者随意契約が行われた事例がみられた。1者随意契約は例外的な契約方法であるところ、地方自治法施行令第167条の2第1項各号の理由(第1号に該当する場合には、それに加えて第2号から第9号に準じると認められる理由)があるかどうかを十分に検討した上で行うべきである。(指摘1)	「徳島プレミアム生活衛生クーポン2022事業」は令和4年度に既に事業を終了しているが、今後、同様の事業を実施する際には、「随意契約ガイドライン」に基づき、地方自治法施行令第167条の2第1項各号の理由に該当するか十分に検討した上で実施することとした。 (安全衛生課)	措置済み
9-10		1者随意契約による委託契約の締結や変更にあたっては、委託予定先から提出された見積金額の適否について十分に検討し、評価の根拠となる資料や相当と判断した理由などの記録も残すべきである。特に、実質的に受託者が負担する経費を超えて利益になりうる費目に関しては、同種業務における経費の実態や他の委託契約等との均衡をも考慮した慎重な検討を要する。(意見4)	「徳島プレミアム生活衛生クーポン2022事業」は令和4年度に既に事業を終了しているが、今後、同様の事業を実施する際には、1者随意契約による委託契約の締結や変更にあたっては、委託予定先から提出された見積金額の適否について十分に確認し、評価の根拠となる資料や相当と判断した理由などの記録も残し、特に、実質的に受託者が負担する経費を超えて利益になりうる費目に関しては、同種業務における経費の実態や他の委託契約等との均衡をも考慮して慎重に検討した上で実施することとした。 (安全衛生課)	措置済み
9-11		委託契約締結時点では経費の見通しの判断が難しい事業において1者随意契約により委託を行う場合は、委託金の余剰が出た際の返納条項を設けるなど事後的に適切な委託金額に調整することも可能とする契約内容とすべきであり、完了時に委託料の適正を確保するための検査も実施すべきである。(意見5)	「徳島プレミアム生活衛生クーポン2022事業」は令和4年度に既に事業を終了しているが、今後、同様の事業を実施する際には、1者随意契約による委託契約の変更にあたっては、より慎重に変更事項の書類を確認するとともに、完了時には、これまで実施した委託料の検査に加え、これまで以上に、経費の妥当性を十分検証し、「成果の適正確保」の確認を実施することとした。 (安全衛生課)	措置済み
11		緊急性が認められないにもかかわらず地方自治法施行令第167条の2第1項第5号を理由として1者随意契約が行われた事例がみられた。1者随意契約は例外的な契約方法であるところ、地方自治法施行令第167条の2第1項各号の理由(第1号に該当する場合には、それに加えて第2号から第9号に準じると認められる理由)があるかどうかを十分に検討した上で行うべきである。(指摘1・再掲)	「徳島プレミアム生活衛生クーポン2022事業」は令和4年度に既に事業を終了しているが、今後、同様の事業を実施する際には、「随意契約ガイドライン」に基づき、地方自治法施行令第167条の2第1項各号の理由に該当するか十分に検討を行うとともに、1者随意契約をする場合は、その理由を十分に検討した上で実施することとした。 (安全衛生課)	措置済み
11-12		委託契約の主たる部分を再委託している事例がみられた。委託契約においては、県の定める基準のとおり、主たる部分の再委託を承諾してはならない。(指摘2)	「徳島プレミアム生活衛生クーポン2022事業」は令和4年度に既に事業を終了しているが、今後、同様の事業を実施する際には、県の定める基準を遵守して実施することとした。 (安全衛生課)	措置済み

		医療・社会福祉施設等電気料金等高騰対策事業		
20	徳島県医療・社会福祉施設等電気料金等高騰対策等支援金事務局運営業務について	公募型プロポーザル方式による募集を行う場合、より多くの参加者を確保することができるよう、十分な公募期間を設定すべきである。（意見6）	当該事業については、令和4年度で終了しているが、令和6年度に実施した公募型プロポーザル方式による同様の事業においては、管財課の「公募型プロポーザル方式のフロー例」等を参考に、十分な期間を設けることで、多くの応募者が参加できるように実施した。 （医療政策課）	措置済み
20-21		公募型プロポーザル方式による募集において、委託金額について配点の10%以下の範囲（事業によっては5%以下の範囲）でしか差がつかないのは評価基準として不適切である。公募型プロポーザル方式により委託先を選定する場合、選定基準となる選定項目ごとの配点にあたっては、当該事業内容に応じた適切な配点となるよう十分検討すべきである。（意見7）	令和6年度に実施した公募型プロポーザル方式による同様の事業においては、委託金額の配点を20%とするなど、評価基準の見直しを行い、適切な配点となるよう実施した。 （医療政策課）	措置済み
21		委託契約における経費として間接経費が計上されている場合、その額や割合について当該業務の性質や実態に応じた適切な金額となるよう、委託契約締結段階で提出される見積書の内容などを十分に確認すべきであり、また、完了検査時においても間接経費の適否について十分に検査をすべきである。（意見8）	令和6年度に実施した同様の事業においては、募集要項の段階で間接経費について、委託金額に応じた10%の上限割合を設定するなど適切な金額となるよう対応を行った。また、完了検査時においても間接経費の適否について十分確認することとした。 （医療政策課）	措置済み
22		余剰金を返納する旨の条項がある委託契約に関しては、一般管理費の算出について一定の基準を設けて委託先にもあらかじめ明らかにした上、原則としてその基準に則って算出した一般管理費の額を前提に、委託料の精算を実施すべきである。（意見9）	令和6年度に実施した同様の事業においては、募集要項の段階で管理費について、委託金額に応じた10%の上限割合を設定し明示するなど、適切な委託金額の積算ができるよう対応を行った。 （医療政策課）	措置済み
22		民間企業は受託によって適正な利益を得る必要があるのであるから、民間企業の受託が想定される委託事業については、余剰金を返納する旨の条項を安易に盛り込むのではなく、委託先が契約上も適正な利益を確保できるようにすべきである。ただし、1者随意契約の場合には、確保される利益額の適正さについて慎重な検討が必要である。（意見10）	令和6年度に実施した同様の事業においては、公募型プロポーザルの審査において、適正な利益を含む「経費の積算」に対する配点20%を配分し、適正な積算がなされているか審査し、委託先を決定するなど、意見の趣旨を踏まえ事業を進めた。 （医療政策課）	措置済み
22-23		翌年度に新たに判明した事項を取り込んで年度末日付の書類を遡って作成した事例がみられた。新たに判明した事項については、出納整理期間内であったとしても、当該事項の判明日以降の日付の書類において処理すべきであり、当該判明日より前の日付の書類を遡って作成することによ	令和6年度以降において、新たに実施する事業については、同様の事態が起こらないよう、課内で周知徹底した。 （医療政策課）	措置済み

		り処理してはならない。(指摘 3)		
	徳島県事業継続応援金			
27-28	本事業全般について	徳島県事業継続応援金事業において、応援金の給付対象の判定にあたっては、単月の売上の比較により給付の有無を判定するのではなく、直近事業年度の売上で判定するようにすべきであった。(意見 1 1)	「徳島県事業継続応援金」は令和 4 年度に既に事業を終了しているが、今後、同様の事業を実施する際には、意見の趣旨を踏まえ、事業内容を十分検討した上で、制度設計を行うこととした。 (経済産業政策課)	措置済み
28	徳島県事業継続応援金事務局運営業務について	公募型プロポーザル方式による募集を行う場合、より多くの参加者を確保することができるよう、十分な公募期間を設定すべきである。(意見 6・再掲)	令和 5 年度に実施した事業については、公募型プロポーザル方式による募集において、1 か月程度の公募期間を設け、より多くの参加者を確保するよう努めた。 令和 6 年度以降についても同様に行うこととした。 (経済産業政策課)	措置済み
29		公募型プロポーザル方式における委託候補者選定委員会の選定委員に外部の委員を入れる場合には、審査の実効性を高めるためにも原則として出向中の県職員や県の元職員以外の者に委員を委嘱すべきである。(意見 1 2)	令和 5 年度に実施した事業については、補助金審査委員会の審査委員を、出向中の県職員や県の元職員以外の者(国の外郭団体や業界団体、金融機関の職員)に委嘱し、審査の実効性を高めた。 令和 6 年度以降についても同様に行うこととした。 (経済産業政策課)	措置済み
29		公募型プロポーザル方式による募集を行う場合における募集要項には、誤解の余地が生じないような記載を行うべきであるとともに、事業内容や契約規模の全体像を示して募集を行うべきである。(意見 1 3)	令和 5 年度に実施した事業については、公募型プロポーザル方式による募集において、募集要項に誤解の余地が生じないよう、事業内容や契約規模の全体像を示して募集を行った。 令和 6 年度以降についても同様に行うこととした。 (経済産業政策課)	措置済み
30		公募型プロポーザル方式による募集において、委託金額について配点の 10 % 以下の範囲(事業によっては 5 % 以下の範囲)でしか差がつかないのは評価基準として不適切である。公募型プロポーザル方式により委託先を選定する場合、選定基準となる選定項目ごとの配点にあたっては、当該事業内容に応じた適切な配点となるよう十分検討すべきである。(意見 7・再掲)	令和 6 年度以降に公募型プロポーザル方式により委託先を選定する場合、選定基準となる選定項目ごとの配点にあたっては、意見の趣旨を踏まえ、適切な配点となるよう十分検討することとした。 (経済産業政策課)	措置済み
30-31		事業費総額が予算と乖離しないようにするために実態とは異なる事業費精算書が提出され、そのことに県が異議を述べない事例がみられた。事業費精算書については、正しい金額に基づいて作成すべきものであり、予算の都合があるとしても正確ではない事業費精算書を是認することは不適切である。(指摘 4)	令和 5 年度に実施した事業については、受託事業者から業務完了時に事業費精算書等の書類が提出された際に、適正な内容であることを証拠書類などに基づき確認し、委託業務の完了承認を行った。 令和 6 年度以降についても同様に行うこととした。 (経済産業政策課)	措置済み

31	徳島県事業継続 応援金事務局コ ールセンター設 置業務について	性質又は目的が競争入札に適しないことを理由として1 者随意契約を締結する場合には、他の業者による履行可能 性を十分に検討し、委託業務の内容に応じて競争入札や公 募型プロポーザル方式による募集を実施するなど適切な委 託先選定方法を採用すべきである。(意見14)	令和6年度以降に性質又は目的が競争入札に適さないこと を理由として1者随意契約を締結する場合には、他の業者に よる履行可能性を十分に検討し、内容に応じて競争入札や公 募型プロポーザル方式による募集など、適切な委託先選定方 式を採用することとした。 (経済産業政策課)	措置済み
32-33	小規模事業者ゼロエミッション加速事業			
	本事業全般につ いて	カーボンニュートラルに関する補助施策については、既 存設備の廃棄等についても考慮した上、カーボンニュート ラルに資するより経済的・効率的な方法を検討して内容を 決定すべきである。(意見15)	「小規模事業者ゼロエミッション加速事業」は令和5年度 に既に事業を終了しているが、今後、同様の事業を実施する 際には、意見の趣旨を踏まえ、事業内容を十分検討した上で、 制度設計を行うこととした。 (経済産業政策課)	措置済み
35-36	「とくしまグルメ」プレミアムクーポン事業			
	本事業全般につ いて	「とくしまグルメ」プレミアム食事券事業について、「店 舗指定型」は換金手数料の削減が図れる等のプラス面もあ ったものの、結果論ではあるがマイナス面も少なからずあ った。今回のマイナス面を踏まえ次回同種事業を実施され る場合にはより良い方法を検討していただきたい。(意見 16)	「『とくしまグルメ』プレミアムクーポン事業」は令和4 年度に既に事業を終了しているが、今後、同様の事業を実施 する際には、意見の趣旨を踏まえ、事業内容を十分検討した 上で、制度設計を行うこととした。 (経済産業政策課)	措置済み
36-37	「とくしまグル メ」プレミアム 食事券事務局運 営業務について	公募型プロポーザル方式による募集を行う場合、より多 くの参加者を確保することができるよう、十分な公募期間 を設定すべきである。(意見6・再掲)	令和5年度に実施した事業については、公募型プロポーザ ル方式による募集において、1か月程度の公募期間を設け、 より多くの参加者を確保するよう努めた。 令和6年度以降についても同様に行うこととした。 (経済産業政策課)	措置済み
37		公募型プロポーザル方式における委託候補者選定委員会 の選定委員に外部の委員を入れる場合には、審査の実効性 を高めるためにも原則として出向中の県職員や県の元職員 以外の者に委員を委嘱すべきである。(意見12・再掲)	令和5年度に実施した事業については、補助金審査委員会 の審査委員を、出向中の県職員や県の元職員以外の者(国の 外郭団体や業界団体、金融機関の職員)に委嘱し、審査の実 効性を高めた。 令和6年度以降についても同様に行うこととした。 (経済産業政策課)	措置済み
37-38		公募型プロポーザル方式による募集において、委託金額 について配点の10%以下の範囲(事業によっては5%以 下の範囲)でしか差がつかないのは評価基準として不適切 である。公募型プロポーザル方式により委託先を選定する 場合、選定基準となる選定項目ごとの配点にあたっては、 当該事業内容に応じた適切な配点となるよう十分検討すべ きである。(意見7・再掲)	令和6年度以降に公募型プロポーザル方式により委託先を 選定する場合、選定基準となる選定項目ごとの配点にあたっ ては、意見の趣旨を踏まえ、適切な配点となるよう十分検討 することとした。 (経済産業政策課)	措置済み

38-39		事業費総額が予算と乖離しないようにするために実態とは異なる事業費精算書が提出され、そのことに県が異議を述べない事例がみられた。事業費精算書については、正しい金額に基づいて作成すべきものであり、予算の都合があるとしても正確ではない事業費精算書を是認することは不適切である。(指摘4・再掲)	令和5年度に実施した事業については、受託事業者から業務完了時に事業費精算書等の書類が提出された際に、適正な内容であることを証拠書類などに基づき確認し、委託業務の完了承認を行った。 令和6年度以降についても同様に行うこととした。 (経済産業政策課)	措置済み
39	「「とくしまグルメ」プレミアム食事券」の新聞折り込みチラシに係るデザイン・印刷業務について	事実とは異なることを主な理由に挙げて1者随意契約を締結している事例がみられた。1者随意契約を行う場合には、1者随意契約を締結する理由の根拠となる事実についても十分に調査・検討を行うべきである。(指摘5)	令和6年度以降に1者随意契約を行う場合には、1者随意契約を締結する理由の根拠となる事実について十分に調査・検討を行った上で契約を締結することとし、その理由の根拠となる事実等を見積徴収同等に詳細に記載することとした。 (経済産業政策課)	措置済み
39-40	「「とくしまグルメ」プレミアム食事券」に係るチラシ、飲食店申込冊子、ポスターの作成業務について	緊急性が認められないにもかかわらず地方自治法施行令第167条の2第1項第5号を理由として1者随意契約が行われた事例がみられた。1者随意契約は例外的な契約方法であるところ、地方自治法施行令第167条の2第1項各号の理由(第1号に該当する場合には、それに加えて第2号から第9号に準じると認められる理由)があるかどうかを十分に検討した上で行うべきである。(指摘1・再掲)	令和6年度以降に委託契約を行う場合は、契約方法を検討の上、性質又は目的が競争入札に適しないという場合には地方自治法施行令第167条の2第1項各号の理由(第1号に該当する場合には、それに加えて第2号から第9号に準じると認められる理由)に該当するかどうかを十分に検討した上で1者随意契約を締結することとする。 (経済産業政策課)	措置済み
39-40		1者随意契約を締結する場合には、1者随意契約とした理由について詳細な資料を残しておくべきである。(意見17)	令和6年度以降に1者随意契約を行う場合には、地方自治法施行令第167条の2第1項各号の理由があるかどうかを十分に検討した上で契約を締結することとし、その理由の根拠となる事実等を見積徴収同等に詳細に記載することとした。 (経済産業政策課)	措置済み
41-42	徳島を元気に！「頑張る地域」消費活性化事業			
41-42	「頑張る地域」消費活性化促進事業費補助金について	補助金の審査要綱等の採点基準は審査結果を左右しかねないものであるから、疑義なく解釈・運用できるように十分に留意すべきである。(意見18)	令和5年度に実施した事業の補助金の審査要領については、疑義なく解釈・運用できるよう十分精査した上で、要領の制定を行った。 令和6年度以降についても同様に行うこととした。 (経済産業政策課)	措置済み
43		補助金等の審査においては、審査員に審査の趣旨や審査結果の影響を説明するなどして、適正な採点結果を得るための十分な努力を行うべきである。(意見19)	令和5年度に実施した事業については、審査員の就任依頼時に訪問し、補助金審査の趣旨や審査結果の影響を説明するなど、適正な採点結果を得るための十分な努力を行った。 (経済産業政策課)	措置済み

43-44			補助金等の審査において審査員を民間に委嘱する場合、民間の審査員のかける手間や割く時間をも考慮して、審査員の報酬の有無及び額の決定を行うべきである。(意見 2 0)	令和 5 年度に実施した事業の補助金の審査については、民間の審査員のかける手間や割く時間を考慮して、審査員の報酬額を決定し、報酬の支給を行った。 (経済産業政策課)	措置済み
44			補助事業を実施するにあたっては、対象となる事業者や対象事業に応じて、補助金額や補助率を適切に設定すべきであり、安易に 1 0 0 % の補助を実施すべきではない。(意見 2 1)	「『頑張る地域』消費活性化促進事業」は令和 4 年度に既に事業を終了しているが、今後、同様の事業を実施する際には、意見の趣旨を踏まえ、事業内容を十分検討した上で、制度設計を行うこととした。 (経済産業政策課)	措置済み
頑張る輸出事業者・伴走支援モデル事業					
45-46	頑張る輸出事業者・伴走支援モデル事業について		補助事業とするか委託事業とするかは、事業の目的や実態に即して選択すべきである。(意見 2 2)	「頑張る輸出事業者・伴走支援モデル事業」は令和 4 年度に既に事業を終了しているが、今後、同様の事業を実施する際には、意見の趣旨を踏まえ、事業目的などを考慮した上で、実施方法を検討することとした。 (経済産業政策課)	措置済み
46			県内事業者などに対する支援を目的とする事業においては、より多くの者が支援の対象となるように参加資格を設定すべきである。(意見 2 3)	令和 6 年度以降に公募型プロポーザル方式による募集を行う場合は、十分な募集期間を設け、参加要件を見直し、より多くの応募者が参加できるよう設定した上で実施する。 (経済産業政策課)	措置済み
徳島県物価高騰対策応援金					
48-49	本事業全般について		徳島県物価高騰対策応援金において、応援金の給付の判定にあたっては、単月の状況により給付の有無を判定するのではなく、直近事業年度の状況で判定するようにすべきであった。(意見 2 4)	「徳島県物価高騰対策応援金」は令和 5 年度に既に事業を終了しているが、今後、同様の事業を実施する際には、意見の趣旨を踏まえ、事業内容を十分検討した上で、制度設計を行うこととした。 (経済産業政策課)	措置済み
49			徳島県物価高騰対策応援金において、応援金の給付対象の判断基準として売上高から仕入原価等を差し引いた「営業利益」を用いたことは、合理性を欠くものであったというべきであり、より合理性のある判断基準を設けるべきであった。(意見 2 5)	「徳島県物価高騰対策応援金」は令和 5 年度に既に事業を終了しているが、今後、同様の事業を実施する際には、意見の趣旨を踏まえ、事業内容を十分検討した上で、制度設計を行うこととした。 (経済産業政策課)	措置済み
49-50			徳島県物価高騰対策応援金において、応援金の給付対象について、申請が低調であるからといって「売上要件」を設けたことについては、事業目的と整合しない範囲まで給付対象を拡大してしまうものであったというべきである。給付対象を拡大するのであれば、より事業目的に即した要件緩和を行うか、あるいは別事業として実施すべきであっ	「徳島県物価高騰対策応援金」は令和 5 年度に既に事業を終了しているが、今後、同様の事業を実施する際には、意見の趣旨を踏まえ、事業内容を十分検討した上で、制度設計を行うこととした。 (経済産業政策課)	措置済み

		た。(意見 2 6)		
50-51	徳島県物価高騰対策応援金事務局運営業務について	公募型プロポーザル方式による募集を行う場合、より多くの参加者を確保することができるよう、十分な公募期間を設定すべきである。(意見 6・再掲)	令和 5 年度に実施した事業については、公募型プロポーザル方式による募集において、1 か月程度の公募期間を設け、より多くの参加者を確保するよう努めた。 令和 6 年度以降についても同様に行うこととした。 (経済産業政策課)	措置済み
51		公募型プロポーザル方式における委託候補者選定委員会の選定委員に外部の委員を入れる場合には、審査の実効性を高めるためにも原則として出向中の県職員や県の元職員以外の者に委員を委嘱すべきである。(意見 1 2・再掲)	令和 5 年度に実施した事業については、補助金審査委員会の審査委員を、出向中の県職員や県の元職員以外の者(国の外郭団体や業界団体、金融機関の職員)に委嘱し、審査の実効性を高めた。 令和 6 年度以降についても同様に行うこととした。 (経済産業政策課)	措置済み
51-52		公募型プロポーザル方式による募集において、委託金額について配点の 1 0 % 以下の範囲(事業によっては 5 % 以下の範囲)でしか差がつかないのは評価基準として不適切である。公募型プロポーザル方式により委託先を選定する場合、選定基準となる選定項目ごとの配点にあたっては、当該事業内容に応じた適切な配点となるよう十分検討すべきである。(意見 7・再掲)	令和 6 年度以降に公募型プロポーザル方式により委託先を選定する場合、選定基準となる選定項目ごとの配点にあたっては、意見の趣旨を踏まえ、適切な配点となるよう十分検討することとした。 (経済産業政策課)	措置済み
52	徳島県物価高騰対策応援金コールセンター設置業務について	性質又は目的が競争入札に適しないことを理由として 1 者随意契約を締結する場合には、他の業者による履行可能性を十分に検討し、委託業務の内容に応じて競争入札や公募型プロポーザル方式による募集を実施するなど適切な委託先選定方法を採用すべきである。(意見 1 4・再掲)	今後、委託契約を行う場合は、契約方法を検討の上、令和 6 年度以降に性質又は目的が競争入札に適さないことを理由として 1 者随意契約を締結する場合には、他の業者による履行可能性を十分に検討し、競争入札や公募型プロポーザル方式による募集など、適切な委託先選定方法を採用することとした。 (経済産業政策課)	措置済み
52-53	「徳島県物価高騰対策応援金」申請用冊子の作成業務について	1 者随意契約を締結する場合には、1 者随意契約とした理由について詳細な資料を残しておくべきである。(意見 1 7・再掲)	令和 6 年度以降に 1 者随意契約を行う場合には、地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項各号の理由があるかどうかを十分に検討した上で契約を締結することとし、その理由の根拠となる事実等を見積徴収何等に詳細に記載することとした。 (経済産業政策課)	措置済み
53		見積合わせを実施することが可能なのであれば、契約締結の事前検討の際に業務遂行可能であることを表明した事業者が 1 者のみでその他の事業者からは業務遂行困難である旨の回答を事実上得ていたとしても、見積合わせの手続の中で正式に意向を確認すべきであり、見積合わせの手続を省略して 1 者随意契約を締結すべきではない。(意見 2 7)	令和 6 年度以降、契約締結の事前検討の際に業務遂行可能であることを表明した事業者が 1 者のみでその他の事業者からは業務遂行困難である旨の回答を得ていたとしても、見積合わせを実施することが可能なであれば、見積合わせの手続を行うこととし、手続の中で正式に意向を確認した上で、契約を締結することとした。 (経済産業政策課)	措置済み

61-62	徳島県賃上げ応援金						
	徳島県賃上げ応援金について	賃上げに対する県独自の支援については、厚生労働省の助成金の上乘せ支給とする方法を安易に選択するのではなく、より多くの賃上げの需要を経済的・効率的に喚起できるような方法を検討して内容を決定すべきである。(意見28)			「徳島県賃上げ応援金」事業は令和５年度に既に廃止済みであるが、類似の「令和６年度徳島県賃上げ応援サポート」事業において、意見の趣旨を踏まえ、より賃上げの需要を喚起できるよう、助成金申請支援セミナーの開催や、社会保険労務士による助成金の書類作成支援の補助などの改善を行った。 (労働雇用政策課)		措置済み
64	全国旅行支援（みんなで！徳島旅行割）事業						
	本事業全般について	観光関連事業者の支援を目的とするクーポンの付与にあたっては、事業目的に応じたクーポンとなるよう、対象店舗や購入対象物品を絞り込むべきである。(意見２９・再掲)			クーポンの対象店舗および購入対象物品においては、要綱において一定の使用・付与条件を定めているところである。当該事業については、令和５年度で終了しており、令和６年度以降に同様の事業を執り行う場合は、対象店舗や購入対象物品については、事業目的に応じたクーポンとなるよう、より精緻な条件を作成することとした。 (観光政策課)		措置済み
64-65	徳島県版「全国旅行支援(仮称)」事務局運営業務について	公募型プロポーザル方式による募集を行う場合、より多くの参加者を確保することができるよう、十分な公募期間を設定すべきである。(意見６・再掲)			当該事業については、令和５年度で終了しているが、令和６年度以降に公募型プロポーザル方式による募集を行う場合は、管財課の「公募型プロポーザル方式のフロー例」等を参考に十分な期間を設けることで、十分な数の応募者が参加できるように実施することとした。 (観光政策課)		措置済み
65-66		公募型プロポーザル方式による募集において、委託金額について配点の１０％以下の範囲（事業によっては５％以下の範囲）でしか差がつかないのは評価基準として不適切である。公募型プロポーザル方式により委託先を選定する場合、選定基準となる選定項目ごとの配点にあたっては、当該事業内容に応じた適切な配点となるよう十分検討すべきである。(意見７・再掲)			当該事業については、令和５年度で終了しているが、令和６年度以降の公募型プロポーザル方式によって募集を行う場合は、選定基準となる選定項目ごとの配点について十分に検討した上で適切な配点となるようにした。 (観光政策課)		措置済み
66		公募型プロポーザル方式による場合、共同事業体による参加資格として構成企業に対し代表企業と同等の参加要件を求めることは、より多くの応募者を確保することができるようにすべきという観点から不当である。(意見３０)			当該事業については、令和５年度で終了しているが、令和６年度以降の公募型プロポーザル方式によって募集を行う場合の、共同事業体による参加資格については、安易に構成企業に対し代表企業と同等の参加要件を求めることはせず、必要な要件と認められる場合に限ることとした。 (観光政策課)		措置済み
66-67		委託期間が変更契約により延長されたにもかかわらず、			当該事業については、令和５年度で終了しているが、令和		措置済み

67-68		再委託の承認期間を書面により延長しなかったため、再委託の承認期間が終了しているにもかかわらず再委託を継続している事例がみられた。委託契約の変更により委託期間が延長された場合、再委託の承認期間についても検討し、必要に応じて改めて書面により再委託の同意をとるべきである。(指摘6)	6年度以降の事業においては、委託契約の変更により委託期間が延長された場合は、再委託の承認期間についても検討した上で、必要に応じて再委託の承認期間の延長についても書面による同意をとることとした。 (観光政策課)	
		県が委託業務を設定する際に業務の一部につき再委託が必要と認める業務についてその旨をあらかじめ入札(見積)参加業者に対し仕様書等により明らかにしたことを理由として書面による承諾を必要としない取扱いを認めるとしても、そのような取扱いは仕様書に特定の再委託先を明記した場合に限るべきである。(意見31)	「委託契約(建設工事関係を除く)における再委託の取扱いについて(通知)令和3.3.30管第1549号」を、各所属へ現状等照会したうえで見直しを行うこととする。 (管財課)	検討中
サステイナブル観光・外国人誘客推進事業				
70	ドイツにおけるメディアを活用した観光プロモーション事業委託業務について	公募型プロポーザル方式による募集を行う場合、より多くの参加者を確保することができるよう、十分な公募期間を設定すべきである。(意見6・再掲)	当該事業については、令和4年度で終了しているが、令和6年度以降に公募型プロポーザル方式による募集を行う場合は、管財課の「公募型プロポーザル方式のフロー例」等を参考に十分な期間を設けることで、十分な数の応募者が参加できるようにすることとした。 (観光政策課)	措置済み
70-71		委託先の選定を公募型プロポーザル方式により実施したものの1者しか応募がなかった場合には、競争原理が働かないことから、委託契約締結時における委託料や完了検査時における経費等の相当性の判断にあたっては、より慎重な検討をすべきである。(意見32)	当該事業については、令和4年度で終了しているが、令和6年度以降に委託契約を行う場合は、経費等の相当性の判断については、完了検査時において、資料を確認するなどして経費の適否を慎重に検査することとした。 (観光政策課)	措置済み
71	米国における旅行博出展及び現地旅行会社へのセールス委託業務について	公募型プロポーザル方式による募集を行う場合、より多くの参加者を確保することができるよう、十分な公募期間を設定すべきである。(意見6・再掲)	当該事業については、令和4年度で終了しているが、令和6年度以降に公募型プロポーザル方式による募集を行う場合は、管財課の「公募型プロポーザル方式のフロー例」等を参考に十分な期間を設けることで、十分な数の応募者が参加できるよう実施することとした。 (観光政策課)	措置済み
71-72		余剰金の返納が約されている委託契約においては、完了検査時において支出に関する領収書等の資料を確認するなどして経費の適否を十分に検査すべきであり、また、事後的にも確認できるように検査経過や検査した証拠資料などを記録すべきである。(意見33)	当該事業については、令和4年度で終了しているが、令和6年度以降に余剰金の返納が約されている委託契約を行う場合は、完了検査時において領収書等の資料を確認するなどして経費の適否を検査した際は、事後的にも確認できるように、検査経過や検査した証拠資料などを記録することとした。 (観光政策課)	措置済み
72-73	「徳島のSDG	競争入札又は公募型プロポーザル方式による募集を行う	当該委託事業については、令和4年度で終了している。令	措置済み

73	s」を活用した観光PR動画作成業務について	ことができるにもかかわらず1者随意契約が行われた事例がみられた。性質又は目的が競争入札に適しないことを理由として1者随意契約をする場合には、他の業者による履行可能性を十分に検討し、競争入札又は公募型プロポーザル方式による募集が可能であればこれらによるべきである。(指摘7)	和6年度以降に委託事業を行う場合は、原則として一般競争入札で執行することとし、やむを得ず1者随意契約を行う場合には、地方自治法施行令第167条の2第1項各号の理由（第1号に該当する場合には、それに加えて第2号から第9号に準じると認められる理由）に該当するかどうかを十分に検討した上で締結することとした。 (観光政策課)	
		1者随意契約による委託契約の締結や変更にあたっては、委託予定先から提出された見積金額の適否について十分に検討し、評価の根拠となる資料や相当と判断した理由などの記録も残すべきである。特に、実質的に受託者が負担する経費を超えて利益になりうる費目に関しては、同種業務における経費の実態や他の委託契約等との均衡をも考慮した慎重な検討を要する。(意見4・再掲)	当該委託事業については、令和4年度で終了しているが、令和6年度以降に委託事業を実施する場合は、見積金額の適否を十分に検討し、根拠となる資料内容は精査の上、対応記録を残すこととした。 (観光政策課)	措置済み
周遊促進！徳島観光すいすい事業				
75-76	徳島観光すいすい事業における助成の実施等の業務について	性質又は目的が競争入札に適しないというべき理由がないにもかかわらず1者随意契約が行われた事例がみられた。1者随意契約は例外的な契約方法であるところ、地方自治法施行令第167条の2第1項各号の理由（第1号に該当する場合には、それに加えて第2号から第9号に準じると認められる理由）があるかどうかを十分に検討した上で行うべきである。(指摘8)	当該委託事業については、令和5年度で終了している。令和6年度以降に委託事業を行う場合は、原則として一般競争入札で執行することとし、やむを得ず1者随意契約を行う場合には、地方自治法施行令第167条の2第1項各号の理由（第1号に該当する場合には、それに加えて第2号から第9号に準じると認められる理由）に該当するかどうかを十分に検討した上で締結することとした。 (観光政策課)	措置済み
76-77		1者随意契約による委託契約の締結や変更にあたっては、委託予定先から提出された見積金額の適否について十分に検討し、評価の根拠となる資料や相当と判断した理由などの記録も残すべきである。特に、実質的に受託者が負担する経費を超えて利益になりうる費目に関しては、同種業務における経費の実態や他の委託契約等との均衡をも考慮した慎重な検討を要する。(意見4・再掲)	当該委託事業については、令和5年度で終了しているが、令和6年度以降に委託事業を実施する場合は、見積金額の適否を十分に検討し、根拠となる資料内容は精査の上、対応記録を残すこととした。 (観光政策課)	措置済み
76-77		委託契約締結時点では経費の見通しの判断が難しい事業において1者随意契約により委託を行う場合は、委託金の余剰が出た際の返納条項を設けるなど事後的に適切な委託金額に調整することも可能とする契約内容とすべきであり、完了時に委託料の適正を確保するための検査も実施すべきである。(意見5・再掲)	当該委託事業については、令和5年度で終了しているが、令和6年度以降に同種の業務において委託契約を行う場合は、委託金額に余剰が発生した際の返納を可能とする契約内容として、完了時の検査を適切に実施することとした。 (観光政策課)	措置済み
地域観光事業支援「とくしま応援事業」				

81	本事業全般について	観光関連事業者の支援を目的とするクーポンの付与にあたっては、事業目的に応じたクーポンとなるよう、対象店舗や購入対象物品を絞り込むべきである。(意見29・再掲)	クーポンの対象店舗および購入対象物品においては、要綱において一定の使用・付与条件を定めているところである。 当該事業については、令和5年度で終了しており、令和6年度以降に同様の事業を執り行う場合は、対象店舗や購入対象物品については、事業目的に応じたクーポンとなるよう、より精緻な条件を作成することとした。 (観光政策課)	措置済み
82	みんなで！とくしま応援割（第2期）事務局運営業務について	公募型プロポーザル方式による募集を行う場合、より多くの参加者を確保することができるよう、十分な公募期間を設定すべきである。(意見6・再掲)	当該事業については、令和5年度で終了しているが、令和6年度以降に公募型プロポーザル方式による募集を行う場合は、管財課の「公募型プロポーザル方式のフロー例」等を参考に十分な期間を設けることで、十分な数の応募者が参加できるよう実施することとした。 (観光政策課)	措置済み
82-83		委託先が再委託を行う場合には事前に書面による承諾を要するとの規定がある委託契約において、事業の一部が委託先から第三者に再委託されているものの再委託にあたり書面による承諾を受けていない事例がみられた。委託契約に違反する方法で再委託が行われた場合には、委託先に対して指導その他の適切な対応を行うべきである。(指摘9)	当該事業については、令和5年度で終了しているが、令和6年度以降に「委託先が再委託を行う場合に事前に書面による承諾を要する」との規定がある委託契約を行う場合には、委託先が再委託を行う際、書面による承諾を徹底することとした。 (観光政策課)	措置済み
83		1者随意契約により業務を委託する場合は、最終的な経費の使途を受託者から報告させてその内容を十分に検査すべきである。また、完了時の委託料の精算や返納の条項を付し、事後的にも委託料の適正を確保できる契約条件が望ましい。(意見34)	当該事業については、令和5年度で終了しているが、令和6年度以降の委託契約については、業務報告書を経費の内訳を記載する様式に変更することとする。また、完了時の委託料の精算や返納の条項について、契約条件に追加して作成することとした。 (観光政策課)	措置済み
84	「みんなで！とくしま応援割」（第2期）とくしま周遊クーポンコールセンター運営業務について	公募型プロポーザル方式による募集を行う場合、より多くの参加者を確保することができるよう、十分な公募期間を設定すべきである。(意見6・再掲)	当該事業については、令和5年度で終了しているが、令和6年度以降に公募型プロポーザル方式による募集を行う場合は、管財課の「公募型プロポーザル方式のフロー例」等を参考に十分な期間を設けることで、十分な数の応募者が参加できるよう実施することとした。 (観光政策課)	措置済み
84-85		公募型プロポーザル方式による場合、共同事業体による参加資格として構成企業に対し代表企業と同等の参加要件を求めることは、より多くの応募者を確保することができるようすべきという観点から不当である。(意見30・再掲)	当該事業については、令和5年度で終了しているが、令和6年度以降の公募型プロポーザル方式によって募集を行う場合の、共同事業体による参加資格については、安易に構成企業に対し代表企業と同等の参加要件を求めることはせず、必要な要件と認められる場合に限り、記載することとした。 (観光政策課)	措置済み

85		公募型プロポーザル方式による募集において、委託金額について配点の10%以下の範囲（事業によっては5%以下の範囲）でしか差がつかないのは評価基準として不適切である。公募型プロポーザル方式により委託先を選定する場合、選定基準となる選定項目ごとの配点にあたっては、当該事業内容に応じた適切な配点となるよう十分検討すべきである。（意見7・再掲）	当該事業については、令和5年度で終了しているが、令和6年度以降の公募型プロポーザル方式によって募集を行う場合は、選定基準となる選定項目ごとの配点について十分に検討した上で適切な差がつくものとなるよう見直すこととした。（観光政策課）	措置済み
85		公募型プロポーザル方式による募集において、経済性の項目の採点については、委託金額の多寡に主眼を置いた評価基準とすべきである。（意見35）	当該委託事業については、令和5年度で終了しているが、令和6年度以降の公募型プロポーザル方式による募集を行う場合は、経済性を問う項目の採点について、委託金額の多寡に主眼を置いた評価基準とすることとした。（観光政策課）	措置済み
新型コロナ対策農林漁業者緊急支援事業				
87	新型コロナ対策農林漁業者緊急支援事業について	農林漁業者に対する金融支援事業において、事業規模や資産、経営状態などの実体を考慮することなく、事業主体が個人か法人かということのみをもって貸付限度額に4倍もの差を設けることは疑問であり、貸付限度額はより実態に即して設定すべきである。（意見36）	本事業は、令和2年度末までに申請を受け付けた事業者へ最長5年間利子補給を行うこととしているが、本事業で新たに申請を受け付ける事が無いことから、事業自体は終了しており、遡及して制度を見直すことは困難である。 今後、同様の利子補給事業を実施する際には、意見を踏まえ、貸付限度額の設定については、実態に即した制度となるよう検討することとした。（農林水産政策課）	措置済み
生産現場における国際規格認証取得支援事業				
89-90	国際水準GAP認証取得支援の補助金について	生産現場における国際規格認証取得支援事業について、食品業界のフードチェーン管理に対応できる農業者等の育成、アフターコロナを見据えた経営基盤の強化と持続性の高い生産の実現という目的のためには、令和4年度の時点においては、国際水準GAP認証取得支援への定額補助という方法は経済性・効率性の観点で疑問がある。したがって、かかる目的で事業者に補助を行うのであれば、より経済的・効率的な方法を検討すべきである。（意見37）	本事業は令和4年度をもって終了し、国際水準GAP認証取得に係る支援については、令和5年度以降、国事業の活用により実施している。 今後、事業の企画に当たっては、経済的・効率的な方法を十分検討する。（みどり戦略推進課）	措置済み
肥料価格高騰緊急対策事業				
92-93	本事業全般について	県事業に関連する国の事業が開始された場合には、従前の県事業を継続するか否かも含めて、限られた県費の中で、より経済的・効果的な事業となるよう十分検討すべきである。（意見38）	本事業は令和5年度をもって終了し、令和6年度以降は実施していない。 今後、県事業に関連する国の事業が開始された場合には、事業内容を精査した上で、経済的・効果的な方法を十分検討する。（みどり戦略推進課）	措置済み

93-94	肥料価格高騰緊急対策事業委託業務について	性質又は目的が競争入札に適しないというべき理由がないにもかかわらず1者随意契約が行われた事例がみられた。1者随意契約は例外的な契約方法であるところ、地方自治法施行令第167条の2第1項各号の理由（第1号に該当する場合には、それに加えて第2号から第9号に準じると認められる理由）があるかどうかを十分に検討した上で行うべきである。（指摘8・再掲）	今後、委託契約を行う場合は、契約方法を検討の上、性質又は目的が競争入札に適しないという場合には地方自治法施行令第167条の2第1項各号の理由（第1号に該当する場合には、それに加えて第2号から第9号に準じると認められる理由）に該当するかどうかを十分に検討した上で1者随意契約を締結することとする。 （みどり戦略推進課）	措置済み
94		委託契約の主たる部分を再委託している事例がみられた。委託契約においては、県の定める基準のとおり、主たる部分の再委託を承諾してはならない。（指摘2・再掲）	今後、委託先が再委託を行う場合は、主たる部分の再委託とならないよう十分内容を精査した上で、承諾する。 （みどり戦略推進課）	措置済み
首都圏で展開！「旬の県産食材」体感・販売拡大事業について				
96	首都圏で展開！「旬の県産食材」体感・販売拡大事業について	競争入札又は公募型プロポーザル方式による募集を行うことができるにもかかわらず1者随意契約が行われた事例がみられた。性質又は目的が競争入札に適しないことを理由として1者随意契約をする場合には、他の業者による履行可能性を十分に検討し、競争入札又は公募型プロポーザル方式による募集が可能であればこれらによるべきである。（指摘7・再掲）	当事業については、令和5年度で終了しているが、同種の委託契約においては、「随意契約ガイドライン」に基づき1者随意契約とする場合、他の業者による履行の可能性を十分に検討するとともに、特段の理由がない限り、競争入札や公募型プロポーザル方式による募集を実施することとした。 （とくしまブランド推進課）	措置済み
96-97		1者随意契約の場合、競争原理が働かないため、委託料を決定するにあたり見積りを徴収する際は、委託料の予定価格を相手方に開示することは適当ではない。また、仮に予定価格を開示して見積りを受けた場合、見積内容が適切なものであるかを十分に検討する必要がある。（意見39）	令和6年度以降の同様の事務処理については、見積徴収時に予定価格を開示せず、予定価格の扱いを慎重にするよう課内で周知徹底を図った。 （とくしまブランド推進課）	措置済み
97-98		1者随意契約であり、予定価格を開示して見積りを受けた場合、委託料の決定段階では過大な金額となっているおそれがあることから、委託契約の完了報告時には、経費の内訳に関し領収証等の支出資料を確認するなどして、より慎重な検査を実施すべきである。（意見40）	指摘を受け、令和5年度の当該委託契約の完了報告時において、受託者に経費の内訳が確認できる支出書類の提出を求めるなど、慎重な検査を実施した。 また、令和6年度以降の同様の事務処理については、見積徴収時に予定価格を開示せず、予定価格の扱いを慎重にするよう課内で周知徹底を図った。 （とくしまブランド推進課）	措置済み
「阿波地美栄」利活用拡大事業				
102	「阿波地美栄」販売定着化促進事業業務について	余剰金を返納する旨の条項がある委託契約において委託対象経費の中に委託先の自社製品の調達又は関係会社からの調達分がある場合の利益等排除については、原則的なルールを定めて委託先にもあらかじめ明らかにした上、原則としてその利益等排除のルールに則って委託料の精算を実施	当該事業は、令和4年度で終了しているが、民間企業の受託が想定される委託事業については、原則として請負型の委託契約とする。なお、余剰金を返納する旨の条項がある委任型の委託契約において委託対象経費の中に委託先の自社製品の調達又は関係会社からの調達分がある場合は、仕様書等で	措置済み

102-103		施すべきである。(意見 4 1)	ルールを明らかにする。 (鳥獣対策・里山振興課)	
		民間企業は受託によって適正な利益を得る必要があるものであるから、民間企業の受託が想定される委託事業については、余剰金を返納する旨の条項を安易に盛り込むのではなく、委託先が契約上も適正な利益を確保できるようにすべきである。ただし、1 者随意契約の場合には、確保される利益額の適正さについて慎重な検討が必要である。(意見 1 0・再掲)	民間企業の受託が想定される委託事業については、原則として請負型の委託契約とすることで、委託先が適正な利益を確保できるよう配慮する。 (鳥獣対策・里山振興課)	措置済み
103	「阿波地美栄」新商品開発支援事業補助金について	「阿波地美栄」を活用した新たな加工品の開発等への支援は、「阿波地美栄」の利活用や販路拡大を目的としていることに照らし、補助金の補助率を下げることでより多くの事業者に対し補助を実施したり、委託事業として事業の結果得られた知見を他の事業者公表したりすることを含め、より経済的・効率的な方法を検討すべきである。(意見 4 2)	当該事業は、令和 4 年度の単年度事業であるが、今後、同様の補助事業を実施する場合は、補助金額の妥当性や投資効果を十分に検討し、事業目的に最大限効果のある支援を行う。 (鳥獣対策・里山振興課)	措置済み
103-104		「阿波地美栄」新商品開発支援事業補助金において、自己宛の領収証をもって材料費等の証拠書類と認めて補助金を交付した事例がみられた。当該領収証のみでは補助対象経費を適切に表示しているとみることはできないことから、当該領収証を証拠資料として補助金を交付したことは不適切である。(指摘 1 0)	当該事業は、令和 4 年度の単年度事業であるが、今後、同様の補助事業を実施する場合は、材料費等の助成を行う場合の対象の範囲を実施要領で明示する。 (鳥獣対策・里山振興課)	措置済み
104		補助金に関して、補助対象経費の中に補助対象者の自社製品の調達又は関係会社からの調達分がある場合の利益等排除について原則的なルールを定め、補助対象者にもそのことを明らかにした上で、原則としてその利益等排除のルールに則って補助金を交付すべきである。(意見 4 3)	事業内容に応じて、各事業の補助金交付要綱や実施要領等に「補助事業における利益等排除」に関する条項を規定するなど、補助事業者に補助対象経費を明らかにするとともに、事業実施にあたっては、補助対象経費について精査するなど、適正な予算執行を依頼する文書を令和 6 年 7 月に発出した。 (財政課)	措置済み
104-105		「阿波地美栄」新商品開発支援事業補助金において、電動ノコギリ、卓上バンドソー及びベルトディスクサンダーを消耗品費として補助対象とした事例がみられた。これらの製品は補助事業の実施において使用しても商品寿命に極めてわずかな影響しか与えないというべきであり、消耗品費として補助対象経費としたことは不適切である。(指摘 1 1)	当該事業は、令和 4 年度の単年度事業であるが、今後、同様の補助事業を実施する場合は、交付申請書提出の際などにおいて、金額や耐用年数を勘案し、購入予定物品の精査を行う。 (鳥獣対策・里山振興課)	措置済み
109	令和 4 年度 主伐加速化・県産材緊急確保事業			
	主伐加速化・県	主伐加速化・県産材緊急確保事業の実績報告において収	当該補助事業の収支精算書については、指摘後、補助事業	措置済み

	産材緊急確保事業について	支精算書の提出がなされていなかった。収支精算書の不提出は、同事業の実施基準に反するものであり、県としては補助事業者に提出を促すべきであった。（指摘１２）	者に提出を求め、内容を確認し、受理した。 当事業については、令和４年度の単年度事業ではあったが、今後同様の案件が起きないように、補助事業全般にあたり、実施要領や基準等に基づく必要な書類の提出について、補助業者に周知徹底を図るとともに、受付時においては、提出書類の確認を複数で実施し、不備がある場合は提出を促すなど、適切な補助事業執行に取り組んでいく。 （林業振興課）	
111	令和４年度乾燥材供給体制整備事業			
	乾燥技術普及拡大事業について	補助事業を実施するにあたっては、対象となる事業者や対象事業に応じて、補助金額や補助率を適切に設定すべきであり、安易に１００％の補助を実施すべきではない。（意見２１・再掲）	当該事業については、コロナ禍で木材製品の流通が停滞したことで、減収減益などの影響があった製材事業者を支援するとともに、付加価値の高い乾燥材の生産技術を緊急に普及するため、高率の補助金により執行した。 この事業については、令和５年度までの緊急措置として執行したが、令和６年度以降の補助事業については、事業主体に自己負担金を求め、適切な補助率により執行しており、引き続き製材事業者等を支援することで、木材産業の振興に取り組んでいる。 （林業振興課）	措置済み
111-112		補助金申請のための過大な書類作成時間に係る給料や「諸経費」と称する内訳不明な経費を補助対象経費と認めて補助金を交付した事例がみられた。補助金交付額を決定するにあたっては、実質的な利益相当額の交付とならないよう、補助金交付の対象となる経費の費目や金額などを十分に精査し、補助金交付額を決定すべきである。（指摘１３）	当該補助事業の諸経費については、研修会実施時に必要な資料のコピー費用や機械のリース費用であり、利益相当額でないことを確認しているが、令和５年度からは補助対象経費の費目を明確に精査できるよう、実費により確認できる積算内容で申請しており、報告書作成経費など過大と考えられる人件費についても、補助対象経費としていないことを確認している。 今後も補助事業の対象経費を精査し、適切な補助事業執行に取り組んでいく。 （林業振興課）	措置済み
114	配合飼料価格高騰緊急対策事業			
	配合飼料価格高騰緊急対策事業について	配合飼料価格高騰緊急対策事業については、配合飼料の価格高騰への対策事業であるにもかかわらず、実際の価格上昇額を超える支援をすることに合理性はない。仮に、価格高騰対策にとどまらない事業者への支援なども事業目的に包含するのであれば、事業目的に合致した事業名称や事業内容とすべきである。（意見４４）	すでに対象事業が廃止されているが、今後同様の事業を実施する場合は、飼料価格上昇による生産者負担額の増加分を支援対象とするなど、合理的な事業内容とする。 （畜産振興課）	措置済み
	畜産経営改善ＧＸ推進事業			

116-117	畜産経営改善 G X 推進事業について	事業の名称は、県民に誤認させるおそれがないようにするためにも、その事業の性格を分かりやすく伝え、具体的な事業内容と符合するように設定すべきである。(意見 4 5)	事業名称が受益者に対し既に周知されていることから、名称変更による混乱を回避するため、令和 5 年度（一部令和 6 年度に繰り越し）実施分においては措置していない。今後、事業組替えや新規事業を行う際は、よりわかりやすい事業名称を設定する。 (畜産振興課)	措置済み
117		支援金の申請に関する提出書類は支給要件を不足なく確認できる内容にすべきである。(意見 4 6)	指摘を受け、令和 5 年度（一部令和 6 年度に繰り越し）実施分においては、要件を満たすことが確認できる証憑の提出を定めた。申請者において取組実施報告書を作成中であり、令和 6 年度中に完了予定である。 (畜産振興課)	措置中
土地改良施設・電気料金高騰対策緊急支援事業				
119	土地改良施設・電気料金高騰対策緊急支援事業実施業務について	性質又は目的が競争入札に適さないことを理由として 1 者随意契約を締結する場合には、他の業者による履行可能性を十分に検討し、委託業務の内容に応じて競争入札や公募型プロポーザル方式による募集を実施するなど適切な委託先選定方法を採用すべきである。(意見 1 4・再掲)	令和 6 年度以降、委託契約を行う場合は、業務内容を踏まえ、他の業者による履行の可能性の検討や「随意契約ガイドライン」に基づく、地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号に該当するか十分に精査し、適切な契約方法を採用することとした。 (農山漁村振興課)	措置済み
119-120		事業費精算書を提出することとされている委託契約について、提出されていないにもかかわらず委託業務検査調書を作成している事例がみられた。検査にあたっては契約に基づき適正に処理されているか十分に確認する必要がある。(指摘 1 4)	事業費精算書については、指摘後ただちに受注者に提出させ、適正に処理されていることを確認した。 今後は、業務着手時に、契約書類の内容を発注者、受注者の双方で確認するとともに、委託完了報告書類の提出前にも、契約書に基づき適正に処理されているか双方で確認することにより、再発防止を図ることとした。 (農山漁村振興課)	措置済み
120-121		支払を受けた委託料に余剰金が生じたときは返納する旨の条項がある委託契約については、一般管理費も含め、経費の妥当性を十分に検証すべきである。(意見 4 7)	令和 6 年度以降、委託契約を行う場合は、それぞれの経費について、事業費精算書や業務日報、領収証等で確認し、経費の妥当性について十分精査を行うこととした。 (農山漁村振興課)	措置済み
121		余剰金を返納する旨の条項がある委託契約に関しては、一般管理費の算出について一定の基準を設けて委託先にもあらかじめ明らかにした上、原則としてその基準に則って算出した一般管理費の額を前提に、委託料の精算を実施すべきである。(意見 9・再掲)	令和 6 年度以降、委託契約を行う場合は、業務の内容に応じた一般管理費を設定するとともに、委託先とも共通認識を持って業務完了時に精査し、必要に応じて委託料の精算を実施することとした。 (農山漁村振興課)	措置済み
徳島県トラック運送事業者 G X チャレンジ支援事業				
125	本事業全般につ	事業の名称は、県民に誤認させるおそれがないようにす	「徳島県トラック運送事業者 G X チャレンジ支援事業」は	措置済み

125-126	いて	るためにも、その事業の性格を分かりやすく伝え、具体的な事業内容と符合するように設定すべきである。(意見 4 5・再掲)	令和 4 年度に既に事業を終了しているが、今後、同様の事業を実施する際には、意見の趣旨を踏まえ、事業の性格が分かりやすい事業名称を設定することとした。 (経済産業政策課)	
	トラック運送事業者 G X チャレンジ支援事業事務局運営業務について	性質又は目的が競争入札に適しないというべき理由がないにもかかわらず 1 者随意契約が行われた事例がみられた。1 者随意契約は例外的な契約方法であるところ、地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項各号の理由(第 1 号に該当する場合には、それに加えて第 2 号から第 9 号に準じると認められる理由)があるかどうかを十分に検討した上で行うべきである。(指摘 8・再掲)	令和 6 年度以降に委託契約を行う場合は、契約方法を検討の上、性質又は目的が競争入札に適しないという場合には地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項各号の理由(第 1 号に該当する場合には、それに加えて第 2 号から第 9 号に準じると認められる理由)に該当するかどうかを十分に検討した上で 1 者随意契約を締結することとする。 (経済産業政策課)	措置済み
	126-127	1 者随意契約により締結された余剰金を返納する旨の条項のある委託業務契約において、支援金部分を除く事業経費全体の約 4 0 % をも占める貸室費として、委託先自身が所有する会議室の利用料を一般料金(会員や関連団体以外の者が使用する場合の料金)により算出した額が計上され、それを前提に精算が行われている事例がみられた。委託先自身が所有する会議室の利用料を計上すること、ましてその金額を一般料金で算出することは著しく妥当性を欠く。委託業務に関する完了報告の検査にあたって、特に委託契約において委託料の余剰について返納が約されているような場合には、不当な経費計上がないかなどを十分に検査すべきである。(指摘 1 5)	令和 5 年度に実施した同様の事業においては、委託先自身が所有する会議室の利用料を委託業務契約の事業経費に計上しないこととするなど、事業内容全般について十分な検査を行った。 (経済産業政策課)	措置済み
127		余剰金を返納する旨の条項がある委託契約において委託対象経費の中に委託先の自社製品の調達又は関係会社からの調達分がある場合の利益等排除については、原則的なルールを定めて委託先にもあらかじめ明らかにした上、原則としてその利益等排除のルールに則って委託料の精算を実施すべきである。(意見 4 1・再掲)	余剰金を返納する旨の条項がある委託契約において委託対象経費の中に委託先の調達又は関係会社からの調達分がある場合は、仕様書等でルールを委託先にあらかじめ明らかにした上、原則としてそのルールに則って委託料の精算を実施する。 (経済産業政策課)	措置済み
129-130	乗って応援！公共交通利用促進事業			
	本事業全般について	プレミアムクーポンの販売を含む事業の実施にあたっては、最も効果的なプレミアム率となるよう十分検討の上で最適なプレミアム率を設定すべきである。(意見 3・再掲)	当事業については、令和 4 年度で終了しているが、令和 6 年度以降の類似事業の実施にあたっては、意見の趣旨を踏まえ、利便性、経済性、公平性、合目的性を十分検討の上で実施する。 (交通政策課)	措置済み
130		プレミアムクーポンの発行を行う事業について、状況の変化によりクーポンの利用期間を延長するにしても、需要喚起との事業目的に適うよう延長は必要最低限の期間にと	当事業については、令和 4 年度で終了しているが、令和 6 年度以降の類似事業の実施にあたっては、意見の趣旨を踏まえ、利便性、経済性、公平性、合目的性を十分検討の上で実	措置済み

		どめるべきである。(意見４８)	施する。 (交通政策課)	
130-131	とくしまプレミアム交通券作成・換金等業務について	公募型プロポーザル方式による場合には、不必要に参加資格を制限するような要件を排除し、十分な数の応募者が参加するような方法で実施すべきである。(意見４９)	当事業については、令和４年度で終了しているが、令和６年度以降に公募型プロポーザル方式による募集を行う場合は、意見の趣旨を踏まえ、各要件の必要性を改めて精査したうえで実施することとした。 (交通政策課)	措置済み
131		公募型プロポーザル方式における委託候補者選定委員会の選定委員に外部の委員を入れる場合には、審査の実効性を高めるためにも原則として出向中の県職員や県の元職員以外の者に委員を委嘱すべきである。(意見１２・再掲)	当事業については、令和４年度で終了しているが、令和６年度以降に公募型プロポーザル方式における委託候補者選定委員会の選定委員に外部の委員を入れる場合には、業務内容も踏まえ、出向中の県職員や県の元職員以外の者を積極的に委嘱することとした。 (交通政策課)	措置済み
131-132		公募型プロポーザル方式による募集において、委託金額について配点の１０％以下の範囲（事業によっては５％以下の範囲）でしか差がつかないのは評価基準として不適切である。公募型プロポーザル方式により委託先を選定する場合、選定基準となる選定項目ごとの配点にあたっては、当該事業内容に応じた適切な配点となるよう十分検討すべきである。(意見７・再掲)	当事業については、令和４年度で終了しているが、令和６年度以降に公募型プロポーザル方式により委託先を選定する場合は、選定基準となる選定項目ごとの配点については、意見の趣旨を踏まえ検討し、適切な配点となるよう評価基準の見直しを行うこととした。 (交通政策課)	措置済み
132		公募型プロポーザル方式による募集において、経済性の項目の採点については委託金額の多寡に主眼を置いた評価基準とすべきである。(意見３５・再掲)	当事業については、令和４年度で終了しているが、令和６年度以降に公募型プロポーザル方式により委託先を選定する場合の経済性の項目の採点については、意見の趣旨を踏まえ十分検討した上で評価基準を設定することとした。 (交通政策課)	措置済み
132-133		同種の事業の実施を追加で委託する場合においては、安易に原契約の相手方との１者随意契約により契約変更や新契約の締結を行うのではなく、プロポーザル方式による選考などのより競争の働く方法により委託先を選定することができないか、十分に検討すべきである。(意見５０)	当事業については、令和４年度で終了しているが、令和６年度以降に同種の事業の実施を追加で委託する場合においては、意見の趣旨を踏まえ、より競争の働く方法により委託先を選定することができないか、十分に検討することとした。 (交通政策課)	措置済み
	公共交通スマート利用応援事業			
137-138	公共交通スマート利用応援事業補助金について	令和４年９月１日付け徳島県指令次交第５０２５号で交付を決定された公共交通スマート利用応援事業補助金について、航空関係調整の経費とされる４８１，９７８円については、現在確認可能な資料に照らし合わせる限り、補助対象として認めることはできないが、これを補助対象経費として補助金が交付された。したがって、再調査等を行っ	外部監査後も引き続き調査を実施したところ、当該経費の具体的内容や必要性、当該経費の請求者が妥当である根拠及びこれらの事実を立証できる証憑の確認ができたことから、補助金の返納は求めないこととした。 なお、令和６年度以降は補助金の実績報告に際して、経費の内容が明確に適正なものと判断できるか、十分に審査を行	措置済み

138-140		た際に特別の事情が新たに判明しない限り、実際に交付した額と航空関係調整の経費を補助対象外として算定した補助金の額との差額である481,978円の返納を補助事業者に対して求めるべきである。(指摘16)	うこととした。 (観光政策課)	
		補助対象経費の全額が補助される補助金において、補助対象経費の全額が補助事業者の関係会社に利益等排除のないままに支払われている事例や補助対象経費の大部分が補助事業者自身と補助事業者の関係会社に利益等排除が行われないままに支払われている事例がみられた。補助事業者自身や関係会社に利益等排除を行わずに支払われた経費が全部あるいは大部分を占めている補助対象経費を全額補助することとなるような交付要綱あるいは運用は不適切である。(指摘17)	当該事業については、令和4年度で終了しているが、令和6年7月に財政課から発出された適正な予算執行を依頼する文書を踏まえ、今後、補助事業を実施する場合は、事業内容に応じて、各事業の補助金交付要綱や実施要領等に「補助事業における利益等排除」に関する条項を規定するなど、補助事業者に補助対象経費を明らかにするとともに、事業実施にあたっては、補助対象経費について精査するなど、適正に予算執行を行うこととした。 (観光政策課)	措置済み
		補助金に関して、補助対象経費の中に補助対象者の自社製品の調達又は関係会社からの調達分がある場合の利益等排除について原則的なルールを定め、補助対象者にもそのことを明らかにした上で、原則としてその利益等排除のルールに則って補助金を交付すべきである。(意見43・再掲)	事業内容に応じて、各事業の補助金交付要綱や実施要領等に「補助事業における利益等排除」に関する条項を規定するなど、補助事業者に補助対象経費を明らかにするとともに、事業実施にあたっては、補助対象経費について精査するなど、適正な予算執行を依頼する文書を令和6年7月に発出した。 (財政課)	措置済み
140-142		公共交通スマート利用応援事業補助金のうち航空交通の新サービス提供事業補助金として交付された補助金については、いずれも補助対象とされる事業が「利用の早期回復、需要喚起を図るため、航空関係事業者等が行う航空交通の新たなサービスの提供に繋がる事業」であるとは評価しがたい。「航空交通の新たなサービスの提供に繋がる事業」に補助金を出すのであれば、「新たなサービス」としてどのようなサービスが想定されているかという点やそのサービスに新規性があるかという点について十分に検討すべきである。(指摘18)	当該事業については、令和4年度で終了しているが、令和6年度以降に補助事業を実施する場合は、事業の主旨を鑑み、申請者からの事業内容が補助金交付要綱に示す補助対象として適当かどうか、十分に審査することとした。 (観光政策課)	措置済み
144-145	「公共交通グリーンチャレンジ事業			
	貸切バス「スマート利用」応援事業実施業務について	性質又は目的が競争入札に適しないというべき理由がないにもかかわらず1者随意契約が行われた事例がみられた。1者随意契約は例外的な契約方法であるところ、地方自治法施行令第167条の2第1項各号の理由(第1号に該当する場合には、それに加えて第2号から第9号に準じると認められる理由)があるかどうかを十分に検討した上で行うべきである。(指摘8・再掲)	当事業については、令和4年度で終了しているが、令和6年度以降に委託契約を実施するにあたっては、契約方法を検討の上、性質又は目的が競争入札に適しないという場合には地方自治法施行令第167条の2第1項各号の理由(第1号に該当する場合には、それに加えて第2号から第9号に準じると認められる理由)に該当するかどうかを十分に検討した上で1者随意契約を締結することとした。 (交通政策課)	措置済み

145		助成金等の支給に関する委託業務について、委託先が助成等の対象事業者の関連団体である場合、事業者と団体との距離感ゆえに審査が甘くなることなどを防止するため、委託業務の完了報告に係る検査はより慎重になされるべきである。また、検査の実施状況や結果を事後的に確認することができるよう、検査結果のみならず経過や方法などについても記録を残すべきである。（意見 5 1）	当事業については、令和 4 年度で終了しているが、令和 6 年度以降の助成金等の支給に関する委託業務については、委託先が助成等の対象事業者の関連団体である場合、委託業務の完了報告に係る検査をより慎重に実施し、検査の実施状況や結果を事後的に確認できるよう、検査結果や経過などを記録することとした。 （交通政策課）	措置済み
145-146	徳島県立航空旅客取扱施設感染症対策設備整備業務について	性質又は目的が競争入札に適しないというべき理由がないにもかかわらず 1 者随意契約が行われた事例がみられた。1 者随意契約は例外的な契約方法であるところ、地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項各号の理由（第 1 号に該当する場合には、それに加えて第 2 号から第 9 号に準じると認められる理由）があるかどうかを十分に検討した上で行うべきである。（指摘 8 ・再掲）	当該委託事業については、令和 4 年度で終了している。令和 6 年度以降に委託事業を行う場合は、原則として一般競争入札で執行することとし、やむを得ず 1 者随意契約を行う場合には、地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項各号の理由（第 1 号に該当する場合には、それに加えて第 2 号から第 9 号に準じると認められる理由）に該当するかどうかを十分に検討した上で締結することとした。 （観光政策課）	措置済み
146		1 者随意契約による必要のない合理的に分割可能な業務については、適切に分割したうえで発注を行い、それぞれの業務ごとに競争入札等により価格競争を行わせるべきである。（意見 5 2）	当該事業については、令和 4 年度で終了しているが、令和 6 年度以降に行う業務については、合理的に分割可能であるか十分に検討し、可能であれば、適切に分割した上で、それぞれの業務ごとに発注方法を検討することとした。 （観光政策課）	措置済み
146-147	徳島県立航空旅客取扱施設感染症対応施設改修業務について	性質又は目的が競争入札に適しないというべき理由がないにもかかわらず 1 者随意契約が行われた事例がみられた。1 者随意契約は例外的な契約方法であるところ、地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項各号の理由（第 1 号に該当する場合には、それに加えて第 2 号から第 9 号に準じると認められる理由）があるかどうかを十分に検討した上で行うべきである。（指摘 8 ・再掲）	当該委託事業については、令和 4 年度で終了している。令和 6 年度以降に委託事業を行う場合は、原則として一般競争入札で執行することとし、やむを得ず 1 者随意契約を行う場合には、地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項各号の理由（第 1 号に該当する場合には、それに加えて第 2 号から第 9 号に準じると認められる理由）に該当するかどうかを十分に検討した上で締結することとした。 （観光政策課）	措置済み
147		委託契約の主たる部分を再委託している事例がみられた。委託契約においては、県の定める基準のとおり、主たる部分の再委託を承諾してはならない。（指摘 2 ・再掲）	当該事業については、令和 4 年度で終了しているが、令和 6 年度以降に委託契約の再委託を行う場合は、県の定める基準に従い、主たる部分の再委託については認めないこととした。 （観光政策課）	措置済み
147	D M V 利活用プロモーション事業委託業務について	補助事業とするか委託事業とするかは、事業の目的や実態に即して選択すべきである。（意見 2 2 ・再掲）	当事業については、令和 4 年度で終了しているが、令和 6 年度以降の類似事業の実施にあたっては、補助事業とするか委託事業とするかは、事業の目的や実態に即したものとなるよう適切な対応を図ることとした。 （交通政策課）	措置済み

148		余剰金の返納が約されている委託契約においては、完了検査時において支出に関する領収書等の資料を確認するなどして経費の適否を十分に検査すべきであり、また、事後的にも確認できるように検査経過や検査した証拠資料などを記録すべきである。（意見 3 3・再掲）	当事業については、令和 4 年度で終了しているが、令和 6 年度以降の類似事業の実施にあたっては、余剰金の返納が約されている委託契約について、完了検査時において領収書等の資料を確認するなどして経費の適否を検査した際は、事後的にも確認できるように、検査経過や検査した証拠資料などを記録することとした。 （交通政策課）	措置済み
148-149	DMV を核とした公共交通利用促進プロモーション事業委託業務について	性質又は目的が競争入札に適しないというべき理由がないにもかかわらず 1 者随意契約が行われた事例がみられた。1 者随意契約は例外的な契約方法であるところ、地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項各号の理由（第 1 号に該当する場合には、それに加えて第 2 号から第 9 号に準じると認められる理由）があるかどうかを十分に検討した上で行うべきである。（指摘 8・再掲）	当事業については、令和 4 年度で終了しているが、令和 6 年度以降に委託契約を実施するにあたっては、契約方法を検討の上、性質又は目的が競争入札に適しないという場合には地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項各号の理由（第 1 号に該当する場合には、それに加えて第 2 号から第 9 号に準じると認められる理由）に該当するかどうかを十分に検討した上で 1 者随意契約を締結することとした。 （交通政策課）	措置済み
149-150		1 者随意契約による委託契約の締結や変更にあたっては、委託予定先から提出された見積金額の適否について十分に検討し、評価の根拠となる資料や相当と判断した理由などの記録も残すべきである。特に、実質的に受託者が負担する経費を超えて利益になりうる費目に関しては、同種業務における経費の実態や他の委託契約等との均衡をも考慮した慎重な検討を要する。（意見 4・再掲）	当事業については、令和 4 年度で終了しているが、令和 6 年度以降の類似事業の実施にあたって、1 者随意契約による委託契約の締結や変更については、委託予定先から提出された見積金額の適否について十分に検討し、評価の根拠となる資料や相当と判断した理由などの記録も残し、特に、実質的に受託者が負担する経費を超えて利益になりうる費目に関しては、同種業務における経費の実態や他の委託契約等との均衡をも考慮して慎重に検討した上で実施することとした。 （交通政策課）	措置済み
149-150		委託契約締結時点では経費の見通しの判断が難しい事業において 1 者随意契約により委託を行う場合は、委託金の余剰が出た際の返納条項を設けるなど事後的に適切な委託金額に調整することも可能とする契約内容とすべきであり、完了時に委託料の適正を確保するための検査も実施すべきである。（意見 5・再掲）	当事業については、令和 4 年度で終了しているが、令和 6 年度以降の類似事業の実施にあたって、同種業務における経費の実態や他の委託業務等との均衡を考慮し、業務の性質から判断し、必要な場合には、契約時に返納条項を設けるなど、適切な契約審査事務を行うこととした。 （交通政策課）	措置済み
150-151	DMV 運行開始 1 周年記念キャンペーン事業委託業務について	性質又は目的が競争入札に適しないというべき理由がないにもかかわらず 1 者随意契約が行われた事例がみられた。1 者随意契約は例外的な契約方法であるところ、地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項各号の理由（第 1 号に該当する場合には、それに加えて第 2 号から第 9 号に準じると認められる理由）があるかどうかを十分に検討した上で行うべきである。（指摘 8・再掲）	当事業については、令和 4 年度で終了しているが、令和 6 年度以降に委託契約を実施するにあたっては、契約方法を検討の上、性質又は目的が競争入札に適しないという場合には地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項各号の理由（第 1 号に該当する場合には、それに加えて第 2 号から第 9 号に準じると認められる理由）に該当するかどうかを十分に検討した上で 1 者随意契約を締結することとした。 （交通政策課）	措置済み
151-152		1 者随意契約による委託契約の締結や変更にあたって	当事業については、令和 4 年度で終了しているが、令和 6	措置済み

151-152		は、委託予定先から提出された見積金額の適否について十分に検討し、評価の根拠となる資料や相当と判断した理由などの記録も残すべきである。特に、実質的に受託者が負担する経費を超えて利益になりうる費目に関しては、同種業務における経費の実態や他の委託契約等との均衡をも考慮した慎重な検討を要する。(意見4・再掲)	年度以降の類似事業の実施にあたって、1者随意契約による委託契約の締結や変更については、委託予定先から提出された見積金額の適否について十分に検討し、評価の根拠となる資料や相当と判断した理由などの記録も残し、特に、実質的に受託者が負担する経費を超えて利益になりうる費目に関しては、同種業務における経費の実態や他の委託契約等との均衡をも考慮して慎重に検討した上で実施することとした。 (交通政策課)	
		委託契約締結時点では経費の見通しの判断が難しい事業において1者随意契約により委託を行う場合は、委託金の余剰が出た際の返納条項を設けるなど事後的に適切な委託金額に調整することも可能とする契約内容とすべきであり、完了時に委託料の適正を確保するための検査も実施すべきである。(意見5・再掲)	当事業については、令和4年度で終了しているが、令和6年度以降の類似事業の実施にあたっては、同種業務における経費の実態や他の委託業務等との均衡を考慮し、業務の性質から判断し、必要な場合には、契約時に返納条項を設けるなど、適切な契約審査事務を行うこととした。 (交通政策課)	措置済み
152	DMVを核としたインバウンド新規需要拡大プロモーション事業委託業務について	性質又は目的が競争入札に適しないというべき理由がないにもかかわらず1者随意契約が行われた事例がみられた。1者随意契約は例外的な契約方法であるところ、地方自治法施行令第167条の2第1項各号の理由(第1号に該当する場合には、それに加えて第2号から第9号に準じると認められる理由)があるかどうかを十分に検討した上で行うべきである。(指摘8・再掲)	当事業については、令和4年度で終了しているが、令和6年度以降に委託契約を実施するにあたっては、契約方法を検討の上、性質又は目的が競争入札に適しないという場合には地方自治法施行令第167条の2第1項各号の理由(第1号に該当する場合には、それに加えて第2号から第9号に準じると認められる理由)に該当するかどうかを十分に検討した上で1者随意契約を締結することとした。 (交通政策課)	措置済み
152-153		1者随意契約による委託契約の締結や変更にあたっては、委託予定先から提出された見積金額の適否について十分に検討し、評価の根拠となる資料や相当と判断した理由などの記録も残すべきである。特に、実質的に受託者が負担する経費を超えて利益になりうる費目に関しては、同種業務における経費の実態や他の委託契約等との均衡をも考慮した慎重な検討を要する。(意見4・再掲)	当事業については、令和4年度で終了しているが、令和6年度以降の類似事業の実施にあたって、1者随意契約による委託契約の締結や変更については、委託予定先から提出された見積金額の適否について十分に検討し、評価の根拠となる資料や相当と判断した理由などの記録も残し、特に、実質的に受託者が負担する経費を超えて利益になりうる費目に関しては、同種業務における経費の実態や他の委託契約等との均衡をも考慮して慎重に検討した上で実施することとした。 (交通政策課)	措置済み
152-153		委託契約締結時点では経費の見通しの判断が難しい事業において1者随意契約により委託を行う場合は、委託金の余剰が出た際の返納条項を設けるなど事後的に適切な委託金額に調整することも可能とする契約内容とすべきであり、完了時に委託料の適正を確保するための検査も実施すべきである。(意見5・再掲)	当事業については、令和4年度で終了しているが、令和6年度以降の類似事業の実施にあたっては、同種業務における経費の実態や他の委託業務等との均衡を考慮し、業務の性質から判断し、必要な場合には、契約時に返納条項を設けるなど、適切な契約審査事務を行うこととした。 (交通政策課)	措置済み
153-154		事業内容や事業の実態は、事業目的に即したものとすべきである。(意見53)	当事業については、令和4年度で終了しているが、令和6年度以降の類似事業の契約事務の実施にあたっては、事業内	措置済み

154-155			容や事業の実態が、事業目的に即したものとなるよう意見の趣旨を踏まえ適切に対応することとした。 (交通政策課)	
	公共交通グリーンチャレンジ事業補助金（感染防止対策推進補助金）について	公共交通グリーンチャレンジ事業補助金（感染防止対策推進補助金）においては、実際の必要経費を超える多額の補助が行われた。補助事業においては、補助金の交付額が補助対象事業に要した経費を超えることは適切ではなく、補助対象事業の実施状況や要した経費などを十分に確認したうえで交付額を決定すべきである。（指摘１９）	当事業については、新型コロナウイルス感染症の影響により大きな打撃を受けた公共交通の需要を喚起するとともに、コロナ禍においても、県民の移動手段である路線バスや運転手の雇用、運行を担う路線バス事業者の維持・確保を図るため、新型コロナウイルス感染予防対策ガイドラインに基づく感染防止対策等を実践する乗合バス事業者に対し１便あたりの運行に定額で補助金を交付するものである。完了時には、定められた要綱等に基づき感染防止対策等を適切に実施して運行したことを確認したうえで交付額を決定した。 当事業は、令和４年度で終了しているが、令和６年度以降の類似事業の実施にあたっては、意見の趣旨を踏まえ、経済性、有効性、必要性等の視点を十分検討した上で補助率や補助額を設定することとした。 (交通政策課)	措置済み
157-159	今こそ飛好機！再興事業			
	飛好機再興事業補助金について	飛好機再興事業補助金のタイアップフライトウェブ事業において、１旅行商品につき１社あたり旅行商品造成支援の補助の上限額は９００，０００円であるにもかかわらず、期間を分割することで複数の旅行商品として取り扱うことにより合計が９００，０００円を超える補助金の交付が行われた事例がみられた。また、担当課は、そのような上限額の定めが交付要綱にあるにもかかわらず、補助対象者等の関係者に対し、期間を分割することにより複数の旅行商品としてそれぞれ別に上限額を判断する取扱いを案内していた。このような補助金の交付やそれを容認する担当課の取扱いは、１旅行商品につき１社あたり旅行商品造成支援の補助の上限額を９００，０００円とする交付要綱の規定を潜脱するものである。（指摘２０）	飛好機再興事業補助金のタイアップフライトウェブ事業については、令和４年度で終了しているが、令和６年度以降に類似の補助金事業を実施する場合は、策定した補助金交付要綱の規定やその意味を十分に踏まえた上で厳格に適用するよう指導することとし、なおその取扱について疑義が生じる場合は、交付要綱の見直しなどを含めた対応策を検討することとした。 (観光政策課)	措置済み
	159-160	補助事業において、商品ごとあるいはサービスごとに最低提供数条件を付したり補助額の上限を画したりするような場合には、商品あるいはサービスの同一性につき疑義なく判断できるように交付要綱その他のルールを策定すべきである。（意見５４）	当該補助金事業交付要綱については、商品あるいはサービスの同一性につき疑義なく判断できるよう、令和６年度当初に改正を行い、補助条件や補助上限額において不明確であった「１旅行商品につき」という文言を、「１社につき（１社あたりの）」という文言に変更した。 (観光政策課)	措置済み

Ⅱ 補助事業・委託事業に共通する点について

報告書 ページ	項 目	指 摘 及 び 意 見	講 じ た 措 置 等	措置状況
163-164	補助金における利益等排除について			
	補助金における利益等排除について	補助金に関して、補助対象経費の中に補助対象者の自社製品の調達又は関係会社からの調達分がある場合の利益等排除について原則的なルールを定め、補助対象者にもそのことを明らかにした上で、原則としてその利益等排除のルールに則って補助金を交付すべきである。(意見 4 3・再掲)	事業内容に応じて、各事業の補助金交付要綱や実施要領等に「補助事業における利益等排除」に関する条項を規定するなど、補助事業者に補助対象経費を明らかにするとともに、事業実施にあたっては、補助対象経費について精査するなど、適正な予算執行を依頼する文書を令和 6 年 7 月に発出した。(財政課)	措置済み
165-166	委託契約における余剰金返納条項について			
	自社調達を行う場合の利益等排除について	余剰金を返納する旨の条項がある委託契約において委託対象経費の中に委託先の自社製品の調達又は関係会社からの調達分がある場合の利益等排除については、原則的なルールを定めて委託先にもあらかじめ明らかにした上、原則としてその利益等排除のルールに則って委託料の精算を実施すべきである。(意見 4 1・再掲)	自社製品の調達又は関係会社からの調達分がある場合の利益等排除について、基本的な考え方の整理をし、所属へ示すことを検討する。 (管財課)	検討中
166-167	一般管理費の計上について	余剰金を返納する旨の条項がある委託契約に関しては、一般管理費の算出について一定の基準を設けて委託先にもあらかじめ明らかにした上、原則としてその基準に則って算出した一般管理費の額を前提に、委託料の精算を実施すべきである。(意見 9・再掲)	管財課で示している契約書例は、契約事務規則第 3 条及び第 7 条に定める契約書に記載すべき事項の具体例を示したものである。また、第 8 条には「契約担当者は、契約の性質又は目的により必要があると認めるときは、第 7 条各号に規定する以外の事項についても定めることができる。」となっており、基本的には契約担当者と契約相手方の協議により定めるべきものとする。 指摘の、「一般管理費の算出について一定の基準を設ける」ことについて、管財課において検討することを考えた場合、 ・多種多様となる県の委任型業務委託について管財課ではその全ての業務内容を把握していない。 ・例として経済産業省の基準（10％）が示されているが、環境省においては一般管理費率を上限 15％とするなど、各省庁で基準が一律ではない。 ・各委託業務において一定の根拠をもって基準を定める方が実態に沿った契約ができる。 などから、管財課として統一的な基準を設けることは困難である。 なお、契約書例の中で、事業費の精算について、各委託業務において一定の基準を設けておく旨の注記することを検討する。 (管財課)	検討中

167-169	民間企業への委託について	民間企業は受託によって適正な利益を得る必要があるものであるから、民間企業の受託が想定される委託事業については、余剰金を返納する旨の条項を安易に盛り込むのではなく、委託先が契約上も適正な利益を確保できるようにすべきである。ただし、1者随意契約の場合には、委託先が確保する利益額の適正さについて慎重な検討が必要である。（意見10・再掲）	委託契約時に概算により定めた契約額については、委託業務完了時に精算を行ったうえ、委託料に残額がある場合は返納する必要があることから、その旨を委託契約書（委任型）の例として示している。 これは例であるため、契約当事者間において、「適正な利益の確保」が必要であればそのことについて取り決めを行うなど内容を変更したうえで、委託契約を結ぶことも可能である。 なお、余剰金の考え方の整理について、今後の検討とする。（管財課）	検討中
---------	--------------	---	--	-----